

参議院大蔵委員会會議録第十二号

昭和二十七年二月十二日(火曜日)午後
三時五十九分開会

出席者は左の通り。

委員長 平沼彌太郎君
理事 大矢半次郎君
伊藤 保平君
菊川 孝夫君

委員

岡崎 眞一君
黒田 英雄君
西川 甚五郎君
瀧淵 春次君
小林 政夫君
大野 幸一君
波多野 鼎君
油井賢太郎君
木村福八郎君

政府委員

大蔵省主計
局法規課長 佐藤 一郎君
事務局側
常任委員 木村常次郎君
常任委員 小田 正義君
常任委員 小田 正義君

本日の會議に付した事件

○予算委員長からの申入に関する件
○財政法、會計法等の財政関係法律の
一部を改正する等の法律案(内閣提
出、衆議院送付)(第十二回国会継続)

○委員長(平沼彌太郎君) それでは第
十二回の大蔵委員会を開会いたしま

第六部 大蔵委員会會議録第十二号
昭和二十七年二月十二日【参議院】

す。
先日参議院の予算委員長から申出が
ございましたので、それを朗読いたし
ます。

昭和二十七年二月九日

参議院予算委員長 和田博雄
参議院大蔵委員長 和野博雄

財政法、會計法等の財政関係法
律の一部を改正する等の法律案
に関する申入の件

表記法律案については既に貴委員
会において審議中であることと
存じて居りますが、本案に關しまし
ては、当委員会としまして特に繼
続費等については予算審議の立場か
ら重大な影響を有つものと認め過般
來檢討を進めて参つた次第でありま
す。いま、これについての一応の結
論を得ました。即ち繼續費の設定に
ついては、已むを得ないと認められ
る場合にも、戦前に於ける繼續費運
用上の弊害に顧み、その対象、期
限、又は金額につき適當の節度を保
持し、苟も予算の審議権を阻害す等
悪用せらるることのなき様に処置せ
られるべく特段の御配慮を希望致し
ます。

右予算委員会として申入れます。
以上
以上であります。

○委員長(平沼彌太郎君) それから各
党の代表の懇談会を一昨日開きまし
て、いろいろと修正案について御意見
を伺ひ、その方針について決定をして

頂いたでございます。それで大体修
正案に賛成のかたによりまして案
を練つて頂き、そしてGHQのほう
にそれを申出しまして、そして本日G
HQに波多野委員、小林委員、菊川委
員の三名がおいでになつて、只今お歸
りになつたばかりであります。その前
に、この前の理事会において波多野委
員から修正案を出されたにつき、
速記録にとどめたいというお話から、
この大蔵委員会において正式に修正案
を出したいというお話がございまし
た。つきましては波多野委員より修正
案についての御説明をお願いします。

○木村福八郎君 それと共に……どう
も委員長の報告は正確でないのです
ね。その理事会のときに予算委員長の
和田氏が見えられてこういう申入れが
あつたので、そしてそれを我々理事
会として聞いた。よつてこれを本日報
告されるということにしないと正確で
ないと思うのです。あのとき理事会
に來られて申入れされたのです。どう
でもいよいよですけれども、正確にし
ておいて……(これは委員長に對し
て話したのだからと呼ぶ者あり)

○委員長(平沼彌太郎君) 若し理事会
にであつたとすれば、私の失言ですか
ら、そう訂正いたします。

○木村福八郎君 大したことじゃない
ですけれどもね。

○委員長(平沼彌太郎君) それでは波
多野委員。

○波多野鼎君 財政法、會計法等の財
政関係法律の改正案でありますが、こ

れにつきましていろいろ大蔵委員会
長い間慎重な御審議を願つて、私も
少し遅れて委員に参加いたしました関
係上、私どもの意見を述べる機会がな
かつたので、この前の理事会で意見を
述べる機会を與えて頂くことになつた
のであります。それで簡単に意見を述
べておきたいと思ひます。

この財政法等の改正法律案の重点
は、言うまでもなく繼續費の問題にあ
ると考えております。繼續費を認める
ことが憲法に抵触するかどうかといふ
ことが一つの問題であり、繼續費を認
めるとして、どういふ形でこれを認め
て行くかといふことが、この委員会
で論議されたもう一つの重点であらうと
思つております。私も繼續費を認
めることの必要といふことについて否
定的な考えをとおつておりません。む
しろ積極的に肯定的な考え方をとおつ
ております。特に計画經濟の方向に今後
日本が行かなければならぬと確信いた
しております。關係上、繼續費といふ
ものが必要であるといふ点をむしろ主張
したい立場であります。併し旧憲法に
は削つたといふこの事實は、これには
いろいろの重要な意味が含まれておる
と思ひますので、その意味を活かしな
いうふうにご考慮を願ふわけでありま
す。新憲法においては、私も憲法
第八十五條の規定によつて繼續費を認
めることが可能である、できる、憲法
には違反しないといふ解釈をとおつてお

ります。併し第八十六條の「毎會計年
度の予算」といふ問題にかかわりまし
て、繼續費の年度割額は毎會計年度
の、この會計年度を一年と理解いたし
まして、その各年度の予算の中に年度
割額は計上されるべきものであり、そ
して同時にこの年度割額についても国会
は審議権を持つといふことを明らかに
しておく必要があると考えておりま
す。これを明らかにすることが、旧憲
法にあつた繼續費の規定を新憲法で削
除したその意味を活かすゆゑである
といふふうにご考慮を願ふわけであり
ます。

そこで財政法等の改正法律案につ
きまして、この第十四條の二という所
に或る修正を加へまして、「前三項の規
定は、国会が繼續費成立後の會計年度
の予算の審議において、当該繼續費に
つき重ねて審議することを妨げるもの
ではない」といふ規定を挿入いたしま
して、そして年度割額、これは予算書
に現われて来る年度割額をきつかけと
して、繼續費全体についても重ねて二
重に審議することができるといふこと
を明らかにして、国会の審議権をそこ
で確立しておきたいといふのが、私
どもの修正案の趣旨であるわけであり
ます。このようないい規定を挿入しな
いう意見も大分あるようでございます。
旧憲法時代においては、憲法學者の解
釈としては、年度割額につき国会がこ
れを審議することは殆んどできない。
ただ死んだ數字をそこに挙げておるだ

けだという憲法学者の解釈が一般に大體確立しておつたと思う。ところが国会の慣例では、その旧憲法時代においても継続費の総額並びに年度割額につき年度以降で審議をし、或いは削減をし、或いは削減するといふようなことをするのが国会の慣例であつたといふことも聞くのでありますけれども、若しそうであるとするれば、その憲法学者の解釈と国会の慣例との間に非常に大きなギャップがあつて、そのギャップを埋めて置くこともむしろ必要じゃないか、その意味においてこの修正の規定を第三項……私の修正案では第三項に入るわけですが、これを入れたいと、こう考えたわけでありまして、

ところでこの間の理事会におきまして修正意見を立てたかたへのお集りの際、それと合せて第十四條の二の「その完成に数年度を要する」というその数年度といふものについて、それからその終りのほうの「数年度にわたつて支出することが出来る。」といふこの数年度といふ年度の解釈を確定しておく必要がある。或いはもつと別の言葉で言へば、これを数年度なんといふあいまいな言葉で言わないで、年数を切つたほうがいい。数字で現わしたほうがいいといふ御意見があつて、或いは五年度に亘つてといふようなふうに現わしたいといふ御意見もありまして、その点については私は、数年度といふのは、これは常識的に言つて五、六年といふのが常識的解釈であるが、併し曾つてこの数年度という言葉によつて、十数年度に亘るような継続費が計上されたような例もあるといふようなことを聞きまして、それならば五、六年、数年度といふのは五、六年とい

う常識的な解釈が国会においてとられないような場合もあると、そういうことが将来起ることを防ぐために、五年度、併し必要に応じて国会の議決を以て更にその年度を延ばすことが出来るといふ意味の修正を加えたらどうかといふ御意見が多数でありまして、私もそういう点において明確にするといふことは必要である、明確にしたほうがいい、よりいいという意味においてこの修正案に同意しておるわけでありまして、

そういう意味で私どもはこの修正案を出したといふことだけを明らかにしておきまして、あとで今日の司令部側との折衝のことを御報告する機会があれば御報告したいと思つております。○委員長(平沼彌太郎君) ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(平沼彌太郎君) 速記を始め下さい。

○大矢半次郎君 只今波多野委員から話のありました修正点につきまして、理事会の席におきまして、私ども自由党といたしましては反対いたしましたのであります、その理由は、根本の趣旨においては別に不賛成ではないのでありますけれども、併しながら旧憲法と新憲法との根本的の差異は、国会の審議権の内容にあるので、新憲法の下においては、国会は最高審議権を持つておりまして、従つて今の問題になつておる継続費の後年度においての審議といふことも十分にできるのである。それから年限の点についても、若しも政府の提案が濫に互るようなことがあつた場合においては、予算審議の際に十分にそれは検討し得る。こ

う立場からして、むしろ国会の審議権尊重、新憲法の根本精神に則つてそういう規定をおかないほうがいいではないか、かろうか、おくといい、却つて或いは反対解釈を他の方面において惹起する虞れもなきにあらざる、こ

う御意見が多数でありまして、私もそういう点において反対したのであります、併しな

ら、それに対して国会の慣行を打ち立てて行つたらしいといふ御意見と、今油井委員から、いすれ向うからの回答があるから、その回答を待つて討論採決に入つたほうがいいといふ御意見がありまして、如何なるものでしょうか。

○小林政夫君 緑風会は、最初にも申し上げたように積極的のみならずから修正案を出すといふことになしに、他から修正の動議が出た場合に、今同調をいたしております二点については賛成をいたすといふことにはおるわけであり

ます。本日関係当局との折衝の模様等から考へても、今大矢委員の提案の趣旨も非常に結構なことでありまして、国会の慣行として、又政府も一体となつてそういう了解を下すといふことでは、非常に我々の意圖するところ

○大野幸一君 専門員の今まで、或いは法制局の経験からどうでしようか、この許可をしないのでまづつと回答しない、ノー・アンサーはノーといふ意味に解されて、長引くといふことはありませんか。法制局は今まではどうですか。

○委員長(平沼彌太郎君) 速記を始め。いろいろ御意見もありますので、結論的なことを申し上げますが、それは大矢委員から、成るべく全会一致になるように各党で歸つて御研究願いたいといふ御意見が一つ、もう一つは、GHQからの回答を速かに取るようにして、そうしてその結果、討論採決に入るといふ御意見であつたと思ひますが、そういうふう

○波多野君 それは二つは併行的なことなんです。

○大野幸一君 只今委員長の、大矢委員の御意見のうち、これは修正するといふ点にかかわらず、解釈としては自由党も同じ解釈をとつてゐるのだ、こ

○委員長(平沼彌太郎君) その通りです。ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(平沼彌太郎君) 速記を始め

それでは本日はこれを以て散会いたします。

午後四時四十八分散会

二月九日本委員会に左の事件を付託された。

- 一、葉たばこ収納金前渡に関する請願(第三九三三号)
- 一、満二十年以上の旧陸軍共済組合甲組員に年金下附の請願(第三九四四号)(第四三八八号)
- 一、著書機およびレコードの物品税減免に関する請願(第四〇八号)
- 一、ラジオ受信機等の物品税撤廃に

開する請願(第四一三三号)(第四五五号)

一、ラジオ機器の物品税撤廃に関する請願(第四一四四号)

一、石油関係の輸入税免除に関する請願(第四一五五号)(第四二九号)

一、清涼飲料等の物品税撤廃に関する請願(第四四四四号)

一、閉鎖機関整理委員会職員の転用に関する請願(第四六七七号)

一、在外資産補償に関する請願(第四七九号)

一、年度末金融打開に関する陳情(第二二〇号)

一、在外公館等借入金支拂促進に関する陳情(第二二三三三号)

第三九三三号 昭和二十七年一月二十日受理

葉たばこ収納金前渡に関する請願
請願者 福島県議会議長 蓮沼龍輔
紹介議員 松平 勇雄君

戦時中中断されていた全国在来葉の種類中、唯一の輸出適格葉としての福島県産葉たばこが、再びエジプト輸出の途が開け西欧諸国よりの発注もいまや相当量が期待されている。しかし生産に要する資金もばく大な額にのぼるため、到底自己資金のみでは賄えないから、植付検査完了後最も生産資金の必要は五、六月の時期に葉たばこ収納代金の前渡しができるよう適切な処置を講ぜられたいとの請願。

第三九四四号 昭和二十七年一月二十日受理
満二十年以上の旧陸軍共済組合甲組合員に年金下附の請願

第六部 大蔵委員会会議録第十二号 昭和二十七年二月十二日【参議院】

請願者 千葉県印旛郡旭村山梨 一、二九六 栗原寅吉 外十二名

紹介議員 菊川 孝夫君
旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の制定により、旧陸軍共済組合の甲組合員として加入したものである終戦当時満四十五才以上の者は受給資格を有し、組合加入年数の多少にかかわらず当時四十五才に満たない者は受給資格がないということとは不合理であるから、加入後満二十年以上を経過した旧陸軍共済組合の甲組合員に対しても受給資格を付與せられたいとの請願。

第四三八八号 昭和二十七年一月二十日受理
満二十年以上の旧陸軍共済組合甲組合員に年金下附の請願
請願者 千葉県印旛郡志津村下津一、四一〇 今井裕 外十三名
紹介議員 片岡 文重君
この請願の趣旨は、第三九四四号と同じである。

第四〇八号 昭和二十七年一月二十日受理
蓄音機およびレコードの物品税減免に関する請願
請願者 東京都中央区築地一の二〇社団法人日本蓄音機レコード協会会長 武藤興市
紹介議員 佐多 忠隆君
蓄音機およびレコードは、国民大衆の愛用する文化財であつて、教育用としても欠くことのできない文化財である

が、現在これらの製品に対し、三割の物品税が課せられているため、その普及をいじめるしくはばんでいるから、これらの持つ文化的使命達成と輸出産業振興の立場から、蓄音機およびレコードの物品税を撤廃するかあるいは税率を一割に引き下げられたいとの請願。

第四一三三号 昭和二十七年一月二十日受理
ラジオ受信機等の物品税撤廃に関する請願
請願者 東京都千代田区内幸町二ノ二日本放送協会 長 古垣鉄郎
紹介議員 鈴木 恭一君
現在のように民間放送とNHK電波が併存の状態で、国民大衆が明朗にラジオを聴くために分離能力の良い高性能にして低廉なる受信機が要望されているが、この要望を充たすためには現行物品税が大きな障害となつてゐるから、ラジオ受信機等に対する物品税を撤廃せられたいとの請願。

第四一五五号 昭和二十七年一月二十日受理
ラジオ受信機等の物品税撤廃に関する請願(三通)
請願者 東京都中央区銀座西七ノ一日本民間放送連盟 内 足立正外二名
紹介議員 鈴木 恭一君
この請願の趣旨は、第四一三三号と同じである。

第四二九号 昭和二十七年一月二十日受理
石油関係の輸入税免除に関する請願
請願者 宮城県仙台市東三番丁二一宮城県トラック協会 内 渡辺東治郎
紹介議員 高橋進太郎君
この請願の趣旨は、第四一五五号と同じである。

第四四四号 昭和二十七年一月二十日受理
清涼飲料等の物品税撤廃に関する請願
請願者 東京都中央区日本橋堀留町一ノ四全清涼飲料工業会 内 西田儀八
紹介議員 須藤 五郎君
物品税中清涼飲料、嗜好飲料に対する課税の撤廃については今回までに幾度となく請願、陳情し、採択せられたが、本年一月に減税されたのみで未だ廢税までに至っていないから、昭和二十七年年度予算編成に当り、是非とも廢税せられたいとの請願。

第四六七号 昭和二十七年一月三十日受理
閉鎖機関整理委員会職員の転用に関する請願
請願者 東京都千代田区丸ノ内一ノ二閉鎖機関整理委員会職員組合 内 若月 公一
紹介議員 千葉 信君
閉鎖機関整理委員会は、勅令によつて設立された公法人であるが、総数千八百八機関の約半数が清算を結了してゐる。しかるにこれら機関に勤務してゐる職員が多く、失業の危機に直面してゐるが、恩給年金等の恩典もなく、退職手当も勤続年数が短いため、わずかに三箇月余の生活費にすぎず、このままでは有為の人材を埋めることとなり、国家としても大きな損失となるから、これら職員の転用について適切な措置を講ぜられたいとの請願。

第四二九号 昭和二十七年一月二十日受理
石油関係の輸入税免除に関する請願
請願者 宮城県仙台市東三番丁二一宮城県トラック協会 内 渡辺東治郎
紹介議員 高橋進太郎君
この請願の趣旨は、第四一五五号と同じである。

第四四四号 昭和二十七年一月二十日受理
清涼飲料等の物品税撤廃に関する請願
請願者 東京都中央区日本橋堀留町一ノ四全清涼飲料工業会 内 西田儀八
紹介議員 須藤 五郎君
物品税中清涼飲料、嗜好飲料に対する課税の撤廃については今回までに幾度となく請願、陳情し、採択せられたが、本年一月に減税されたのみで未だ廢税までに至っていないから、昭和二十七年年度予算編成に当り、是非とも廢税せられたいとの請願。

第四六七号 昭和二十七年一月三十日受理
閉鎖機関整理委員会職員の転用に関する請願
請願者 東京都千代田区丸ノ内一ノ二閉鎖機関整理委員会職員組合 内 若月 公一
紹介議員 千葉 信君
閉鎖機関整理委員会は、勅令によつて設立された公法人であるが、総数千八百八機関の約半数が清算を結了してゐる。しかるにこれら機関に勤務してゐる職員が多く、失業の危機に直面してゐるが、恩給年金等の恩典もなく、退職手当も勤続年数が短いため、わずかに三箇月余の生活費にすぎず、このままでは有為の人材を埋めることとなり、国家としても大きな損失となるから、これら職員の転用について適切な措置を講ぜられたいとの請願。

第四七九号 昭和二十七年一月三十日
一日受理

在外資産補償に関する請願

請願者 福岡県議會議長 田中 保蔵

紹介議員 小松 正雄君

多年にわたる努力で築き上げた資産を、敗戦によつて現地に放棄あるいは没收された外地引揚者は、内地に生活の基盤がないため、困苦の生活苦闘を続けているから、講和発効の時期を控え、これらの人々の在外資産を国家で補償せられたいとの請願。

第二二〇号 昭和二十七年一月三十日
日受理

年度末金融打開に関する陳情

陳情者 東京都千代田区丸ノ内 三ノ一四日本商工會議

所会頭 藤山愛一郎

政府がわれわれの要望に添う措置を講ぜられたため年末金融は混乱に陥ることなく小康を得ているが、年度末の金融情勢を予想すると事態はむしろ一層重大化する危険をはらむものがあるから、(一)金融上万全の措置を講じ、経済界の不安を除去すること、(二)年度末金融引きしめを行わず、商品不動産担保等特別金融をみとめ、輸出入金融への特別措置をとること、(三)年度末に当り国および地方公共団体の支拂を促進すること、(四)政府資金を日本開發銀行等を通じ民間に放出すること、(五)政府資金を電力、造船等基幹産業へ融資すること、(六)余裕金を市中金融機関へ予託すること、(七)臨時措置として資金運用部資金の貸付、国税および地方税徴収の緩和等を考慮せられたいとの陳情。

第二二三号 昭和二十七年一月三十日
一日受理

在外公館等借入金支拂促進に関する陳情

陳情者 東京都千代田区丸ノ内

ビルデング三四八区長

崎県東京事務所内 橋

田龜造

在外公館等借入金の確認請求をした海外引揚者は、終戦後六箇年を経た今日に至るも未だに取替金の支拂を受けず、現在の窮迫せる経済情勢下にあつて、ますます生活は窮乏を極めていくから、すみやかに在外公館等借入金を支拂われたいとの陳情。